

利根大堰魚道サケ遡上調査業務

見 積 仕 様 書

令和6年4月

独立行政法人水資源機構

利根導水総合管理所

第1章 総 則

第1節 目 的

利根大堰の1号、2号、3号魚道において、サケの遡上数を調査し、今後の利根大堰のよりよい維持管理の検討に資することを目的として実施するものである。

第2節 見積内容

2-1 業務場所

埼玉県行田市大字須加字船川地先

2-2 業務概要

本業務は、次の業務を行うものである。

サケ遡上調査 1 式

報告書作成 1 式

第3節 屋外で行う作業の時期及び時間

本業務のうち、屋外で行う作業の時期及び時間は、次表のとおりである。

屋外作業名	業務時期(業務時間)	備考
巡視及び記録回収	令和6年10月1日～令和6年12月25日まで (2日おき)	1～3号魚道

第4節 支給品及び貸与品

本業務において必要となる機材については、次表の通り機構が無償で貸与するものとする。なお、受注者は共通仕様書第1編第1章第38節「支給品及び貸与品」に基づき、必要な手続きを行うものとする。

1. 貸与品

品名	規格	単位	数量	備考
観測用カメラ	PoE接続式	台	4	1号魚道：2台 2号魚道：1台 3号魚道：1台
動画記録用本体	モニタ付き	台	3	各魚道1台
接続ケーブル	LANケーブル (Cat6) 30m	本	2	1号魚道
接続ケーブル	LANケーブル (Cat6) 30m	本	1	3号魚道
接続ケーブル	LANケーブル (Cat6) 30m	本	1	2号魚道

第5節 業務内容

5-1 計画準備

受注者は、業務全般を把握し調査内容を確認の上、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

5-2 現地調査

遡上数調査は、魚道に設置したビデオカメラの録画データに基づき、遡上数および魚種を集計・整理する手法による。

調査期間は令和6年10月1日から令和6年12月25日までとし、期間中の毎日8:00から17:00の間の遡上数を集計するものとする。

1. 観測機器設置撤去

第3節にある業務時期のとおり、魚道の観測が可能となるよう期間の前後で機器の設置撤去作業を行うものとする。

機器設置作業では、対象の魚道において、必要な範囲の手すり等安全設備の設置並びに観測機器の据付け、配線、動作確認、録画設定及び画角調整を行い、観測用動画を撮影する態勢を整えるものとする。設置時に監督員の確認を得ることとする。

また、機器撤去作業では、前回巡視時点から観測最終日までの記録動画をすべて回収し観測機器を撤去するものとする。

2. 巡視及び記録回収

観測期間において、2日おきに全魚道を巡視するものとする。

カメラ設置箇所においては、機器の作動状況確認、前日までの記録の確認・回収および撮影箇所周辺の簡易な除塵を実施するものとする。

ただし、回収の困難な多量の塵芥がある場合、魚道内の水位に明らかな異常がある場合等は監督員に報告するものとする。

3. 遡上数計測

回収した観測記録から遡上数の計測を行い、監督員から指示された記録様式に1日ごとの遡上数をまとめるものとする。計測した遡上数は、記録回収を行った翌々日の午前9時までに監督員にメール等で報告するものとする。

5-3 調査に関する留意事項

1. 写真等の撮影

①調査状況を適宜撮影するものとする。

②観測動画とは別に、巡視中に可能な範囲で遡上状況を動画及び静止画で適宜記録するものとする。

5-4 報告書の作成

受注者は、記録した遡上数や写真をとりまとめ、報告書を作成するものとする。

調査結果を用いて、1号魚道、2号魚道、3号魚道における調査期間中のサケ遡上の推定値を算出するものとする。算出方法については、監督員が指示する。